

令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ （小型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	82.500 トン	
くろまぐろ （大型魚）	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	81.035 トン	0.065 トンを 県の留保 とする